

「船舶安全法施行規則第47条の7第4号の検定業務の信頼性を確保するための措置に関する事項及び第47条の21第5号の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項を定める告示」の一部を改正する告示の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和5年10月2日  
国土交通省海事局検査測度課

「船舶安全法施行規則第47条の7第4号の検定業務の信頼性を確保するための措置に関する事項及び第47条の21第5号の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項を定める告示」の一部を改正する告示に関し、令和5年8月21日から9月20日まで意見の募集を行いました。その結果、1件の御意見が寄せられました。そのご意見の内容と国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表致します。御協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和5年8月21日(月)～9月20日(水)
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載
- ③ 意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見数 1件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課  
電話番号03-5253-8111(内線44128)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>・「ISO9001 に準拠」しているのであれば、登録機関からの要望がなくても平成 27 年の改定後速やかに改正を行うのが行政機関の責務であり、放置していたのは不作為。令和5年まで放置していた理由を明らかにすべき。</p> <p>・「力量」とは非常に曖昧な語であるが、本案においてはどのような意味なのか。</p> <p>・「3. 今後のスケジュール(予定)」中「公布」の「P」とは何か。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>・1 点目の理由については以下のとおりです。</p> <p>ISO9001 の 2015 年版は改訂されてから、各登録機関が新しい版に移行するための一定期間の猶予が認められており、各登録機関はそれぞれの更新の審査タイミングに併せて移行し、今般、全登録機関が 2015 版に移行したことを確認したことから、この告示を改正することとしました。</p> <p>・二点目に関して、「力量」とは、事務所又は事業所における検定業務及び品質管理業務の適切な実施のために必要な専門的知識及び技術又は経験という定義をしております。</p> <p>・三点目についてですが、「P」とは Pending の頭文字で、未確定という意です。</p>